１　組織、動員、防災関係機関

１－１　　平塚市防災会議条例

制　　定　昭和３８年３月２７日条例第１０号
最近改正　平成２６年９月２５日条例第２２号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、平塚市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）　平塚市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（３）　前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
２　会長は、市長をもつて充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
（２）　自衛官のうちから市長が任命する者
（３）　神奈川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
（４）　神奈川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
（５）　市長がその部内の職員のうちから指名する者
（６）　市の教育委員会の教育長
（７）　市の消防長及び消防団長
（８）　指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
（１０）　その他市長が必要と認めるもののうちから市長が任命する者
６　前項の委員の定数は、３５人以内とする。
７　第５項第８号から第１０号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第５条　防災会議は、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（委任規定）

第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

付　則

この条例は、昭和３８年４月１日から施行する。

付　則（昭和５４年１２月２２日条例第１７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成１２年３月６日条例第３号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

付　則（平成２４年９月２６日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成２６年９月２５日条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－２　平塚市防災会議運営要綱

制　　定　昭和５０年４月１日

最近改正　令和７年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、平塚市防災会議条例（昭和３８年条例第１０号）第６条の規定に基づき、平塚市防災会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会議は会長がこれを招集し、その議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がこれにあたる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

３　会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（専決処分）

第３条　緊急を要する場合であって、会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨を報告しなければならない。

（部会）

第４条　部会は、部会長がこれを招集し、その議長となる。

２　部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第５条　会議の庶務は、平塚市市長室災害対策課が処理する。

（その他）

第６条　その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附　則

この要綱は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和５７年３月５日から施行し、昭和５５年５月１０日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１７年１２月１日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

１－３　平塚市防災会議委員名簿

令和７年２月現在

No.	区分	機　関　名　称	役 職 名	住　　所	電話番号
	◎	平塚市	市　　長	平塚市浅間町９－１	23-1111
1	○	海上保安庁湘南海上保安署	署　　長	藤沢市江の島１丁目１２番３号	0466-22-4999
2	○	陸上自衛隊　第４施設群	群　　長	相模原市南区新戸２９５８	046-253-7670
3	○	神奈川県湘南地域県政総合センター	所　　長	平塚市西八幡１－３－１	22-2711
4	○	神奈川県平塚土木事務所	所　　長	平塚市西八幡１－３－１	22-2711
5	○	神奈川県平塚保健福祉事務所	所　　長	平塚市豊原町６－２１	32-0130
6	○	神奈川県企業庁平塚水道営業所	所　　長	平塚市西八幡１－３－１	22-2711
7	○	神奈川県平塚警察署	署　　長	平塚市西八幡１－３－２	31-0110
8	○	平塚市	副 市 長	平塚市浅間町９－１	23-1111
9	○	平塚市	副 市 長	平塚市浅間町９－１	23-1111
10	○	平塚市民病院	病院事業管理者	平塚市南原１－１９－１	32-0015
11	○	平塚市	防災・危機管理監	平塚市浅間町９－１	23-1111
12	○	平塚市教育委員会	教 育 長	平塚市浅間町９－１	23-1111
13	○	平塚市消防本部	消 防 長	平塚市浅間町９－１	23-1111
14	○	平塚市消防団	団　　長	平塚市浅間町９－１	23-1111
15	○	東日本旅客鉄道㈱横浜支社平塚駅	副　　長	平塚市宝町１－１	22-6677
16	○	東日本電信電話（株）神奈川西支店	支 店 長	藤沢市朝日町１－６ＮＴＴ藤沢ビル	0466-22-8961
17	○	東京電力パワーグリッド㈱平塚支社	支 社 長	平塚市追分１－４	0120-995-007
18	○	東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店	支 店 長	藤沢市片瀬９２番地	0466-28-3751
19	○	神奈川中央交通西㈱平塚営業所	事 務 掛	平塚市田村４－５－４	55-7700
20	○	（一社）神奈川県トラック協会	総務部長兼 災害対策室長	横浜市港北区新横浜２丁目１１番地の１	045-471-5511
21	○	平塚市議会	議　　長	平塚市浅間町９－１	23-1111
22	○	平塚市議会	副 議 長	平塚市浅間町９－１	23-1111
23	○	平塚市自治会連絡協議会	会　　長	平塚市浅間町９－１	23-1111
24	○	平塚商工会議所	副 会 頭	平塚市松風町２－１０	22-2510
25	○	（一社）平塚市医師会	会　　長	平塚市東豊田４４８－３	52-0355
26	○	（一社）平塚建設業協会	会　　長	平塚市豊原町２１－３６	31-0687
27	○	平塚管工事業協同組合	理 事 長	平塚市西八幡２－１－５	21-6398
28	○	(公社)神奈川県LPガス協会 湘南支部平塚中郡部会	部 会 長	平塚市田村１－１６－４５	55-9741
29	○	平塚市漁業協同組合	代表理事	平塚市千石河岸２８－１３	21-0146
30	○	湘南農業協同組合	総務部長	平塚市八重咲町３－８ JA平塚ビル	93-8111
31	○	女性防災クラブ「平塚パワーズ」	会　　長	平塚市浅間町９－１	23-1111
32	○	西湘地域労働者福祉協議会	事務局次長	平塚市宮松町６－１０	25-1187
33	○	（公社）神奈川県理学療法士会	災害対策部 部員	横浜市西区楠町４－１２	045-326-3225
34	○	社会福祉法人平塚市社会福祉協議会	会長	平塚市追分１－４３	33-1377

備考　◎印は会長、○印は委員を表す。

１－４　平塚市災害対策本部条例

制　　定　昭和３８年３月２７日条例第１１号

最近改正　平成２４年９月２６日条例第２１号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、平塚市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（委任規定）

第４条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付　則

この条例は、昭和３８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年９月３０日条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２６日条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－５　平塚市災害対策本部要綱

制　　定　昭和５０年４月１日

最近改正　令和７年４月１日

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この要綱は、平塚市災害対策本部条例（昭和３８年条例第１１号）第４条の規定に基づき、平塚市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第２章　本　部

（設置）

第２条　市長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を設置するものとする。

⑴　市内で震度５弱以上の地震を観測したとき。

⑵　相模湾・三浦半島予報区に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。

⑶　平塚市に大雨特別警報が発表されたとき。

⑷　南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

⑸　その他、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（組織及び分担業務）

第３条　本部の組織は、別表第１のとおりとする。

２　本部の分担業務は、別表第２のとおりとする。

（災害対策副本部長）

第４条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。

（災害対策本部員）

第５条　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長が指名する職員をもって充てる。

（部長等）

第６条　部に部長を、班に班長、及び班員を置く。

２　部に副部長、班に副班長を置くことができる。

３　部長及び副部長、班長及び副班長は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

４　班員は、別表第１において、各班を構成する課に属する職員をもって充てる。ただし、統括班、保健活動班及び避難班の一部は本部長が指名する職員をもって充てる。

５　部長は、上司の命を受け、部の業務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

６　副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

７　班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

８　副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

９　班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

10　副部長又は副班長が複数置かれる部の部長は、あらかじめ当該職の代理順位を定めておくものとする。

（本部会議）

第７条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害応急対策についての重要な指示又は総合調整等を行うため必要があると認めるときは、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

２　本部会議は、本部長、副本部長及び別表第３の部長等をもって構成する。ただし、次のいずれかに該当すると本部長が認めるときは、構成を変更することができる。

⑴　指名する職員の出席が応急対策上必要と認められるとき。

⑵　局所災害等で、指名する部長・副部長等が欠席しても応急対策上支障がないと認められるとき。

３　本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に防災関係機関等の出席を求めることができる。

４　本部会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、基本方針を決定する。

⑴　災害応急対策の総合調整に関すること。

⑵　県災害対策本部との協議に関すること。

⑶　職員の配備体制及び各部班間の応援体制に関すること。

⑷　避難情報に関すること。

⑸　関係機関への応援要請に関すること。

⑹　災害救助法の適用要請に関すること。

⑺　激甚災害の指定の要請に関すること。

⑻　災害応急対策に要する予算及び資金に関すること。

⑼　義援金品の募集及び配分に関すること。

⑽　その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること。

５　本部会議の運営は、統括班から本部長が指定する職員が行うものとする。

（配備体制等）

第８条　本部長は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。

２　災害状況等に対応した配備体制は、別表第４のとおりとする。

３　各部長は、別表第４の定めに基づき、配備編成計画をあらかじめ整備するものとする。

（災害対策戦略室）

第９条　本部長は、災害時の情報収集・分析、対策立案等を行うとともに、応急対策にかかる総合調整を行い、事態への対処を実施する場所として災害対策戦略室を設置するものとする。

２　災害対策戦略室では、統括部、秘書広報部、その他主要応急対策業務の関係部班及び応援等の関係機関の職員が一堂に会し対応にあたるものとする。

３　災害対策戦略室は、市庁舎本館３０２会議室に設置するものとする。ただし、市庁舎本館

の被害状況等により使用できない場合は、災害対策本部を設置した代替施設に災害対策戦略室を設置します。

４　災害対策戦略室には、統括部統括班、職員・受援班、秘書広報部広報班の職員が参集し、原則常駐するものとする。その他、災害状況に応じ、危機管理監又は主要応急対策業務の関係部の部長から指名された職員（業務調整員）が参集するものとする。

５　災害対策戦略室では、次の各号に掲げる事項について対応する。

⑴　情報収集及び共有と課題の把握

⑵　課題解決のための対策の検討

⑶　対策の実行に向けた各部間及び関係機関との調整

⑷　対策の活動管理

⑸　その他、応急対策上必要な事項

（各部の相互協力）

第10条　災害応急対策を効率的に実施するため、各部は、要員の機動的な活用を図るなど相互協力するものとする。

（指定避難所の応援体制）

第11条　被災者に対する救援体制の強化及び指定避難所の機能維持を図るため、必要に応じて災害対策本部における応援体制を確立し、避難所配備職員の増強又は交替を行うものとする。

（緊急参集時の指揮の代行）

第12条　この要綱又は別に定める配備編成計画により災害応急対策活動の指揮を執る者として、職員が参集するまでの間は、緊急参集者のうち上席の者がその職務を代行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年１０月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年３月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年５月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年３月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年３月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１１月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第３条、第１項関係）
平塚市災害対策本部組織

- 災害対策本部の機能が著しく低下し、発災当初における集中的な災害対応が必要となった場合には、（★）の部班の業務を優先業務とし、全庁の総力を当てるものとする。
- 避難所の運営においては、必要に応じて災害対策本部における応援体制を確立する。

災害対策戦略室（302会議室）
- 統括部統括班、職員・受援班、秘書広報部広報班の職員が原則常駐
- 災害状況に応じ、各部班の業務調整員及び関係機関の職員が一堂に会し情報共有・対策検討等にあたる

本部長（市長）

副本部長（副市長）
副本部長（副市長）
副本部長（教育長）
副本部長（病院事業管理者）

危機管理監（防災・危機管理監）

秘書広報部

秘書・議会班
- 秘書課、議会局

広報班
- 広報課

統括部★

統括班
- 災害対策課、危機管理課、企画政策課、デジタル推進課、資産経営課、統括班配備職員

職員・受援班
- 職員課

財政班
- 財政課、会計課

広聴班
- 市民情報・相談課、スポーツ課

総務部

総務班
- 行政総務課
- 契約検査課
- 庁舎管理課

安否情報班
- 市民税課

罹災証明班
- 固定資産税課
- 納税課

総合防災基地
- 総合公園課

物資・給水部★

物資班
- 産業振興課
- 農水産課
- 商業観光課
- 農業委員会事務局
- 選挙管理委員会事務局
- 行政総務課（兼）
- 契約検査課（兼）

給水班
- 協働推進課
- 市民課
- 人権・男女共同参画課

保健医療福祉部★

安置・給付班
- 福祉総務課
- 生活福祉課

医療救護班
- 保育課
- こども家庭課（こども総合相談担当）
- 保険年金課

要配慮者班
- 高齢福祉課
- 地域包括ケア推進課
- 障がい福祉課
- こども家庭課（こども発達支援担当）
- 介護保険課

保健活動班
- こども家庭課（児童手当・医療担当）
- 健康課
- 青少年課
- 庁内保健師

環境衛生部

環境衛生・廃棄物処理班
- 環境政策課
- 収集業務課
- 環境保全課
- 環境施設課

建築判定・住宅部

建築判定班
- 建築指導課
- 開発指導課

住宅応急対策班
- まちづくり政策課
- 交通政策課

住宅班
- 建築住宅課

土木復旧部★

土木情報班
- 土木総務課
- 下水道経営課

土木復旧班
- 道路管理課
- 道路整備課
- 下水道整備課

ボランティア部

ボランティア班
- 監査委員事務局
- 文化・交流課

避難部★

避難班
- 教育総務課
- 教育施設課
- 学務課
- 教職員課
- 教育指導課
- 教育研究所
- 子ども教育相談センター
- 中央公民館
- 事業課
- 避難所配備職員
- 公民館配備職員
- 緊急避難場所配備職員

帰宅困難者対応班
- 社会教育課
- 中央図書館
- 博物館
- 美術館
- 都市整備課
- みどり公園・水辺課

給食班
- 学校給食課

警防部★

警防本部班
- 消防総務課
- 予防課
- 消防救急課
- 情報指令課

消防署班
- 管理担当
- 警備第一課
- 警備第二課
- 警備第三課

消防団班
- 消防団

病院部★

病院総務班
- 病院総務課
- 経営企画課
- 医事課

医療班
- 診療部
- 看護部
- 薬剤部
- 医療技術部

別表第２（第３条、第６条関係）
平塚市災害対策本部分担業務

部	部長	班	班長	分　担　業　務
「部長」欄の◎印は部長、○印は副部長を、「班長」欄の◎印は班長、○印は副班長をそれぞれ表す。 災害対策本部の機能が著しく低下し、発災当初における集中的な災害対応が必要となった場合には、★の部班の業務を優先業務とし、全庁の総力を当てるものとする。				
各　部　共　通　事　項				1　部内の職員の動員、配備等に関すること。 2　各部及び部内の連絡調整に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　部に関する情報収集、調査及び災害資料の作成等に関すること。 5　風水害等の発生のおそれがある場合における各部対応に関すること。 6　所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関すること。 7　平常業務に関連する事項の状況調査及び取りまとめに関すること。 8　他部の応援に関すること。 9　各業務の応援職員の要請・受入れに関すること。 10　各業務の実施に必要な資機材の調達に関すること。 11　応急対策特命に関すること。
統括部★	◎危機管理監（防災・危機管理監）～○企画政策部長	統括班	◎災害対策課長 ○危機管理課長 ○企画政策課長 ○デジタル推進課長 ○資産経営課長	統括係 1　災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2　本部長・副本部長からの命令及び伝達に関すること。 3　本部長・副本部長への助言、補佐に関すること。 4　本部会議に関すること。 5　応急対処方針の作成に関すること。 6　災害取りまとめ報の作成に関すること。 7　災害対策戦略室の指揮統制に関すること。 8　応急対策全般の総合調整に関すること。 9　災害救助法の適用要請及び自衛隊の応援要請に関すること。 10　国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。 11　国及び県への要望の収集・取りまとめに関すること。 情報係 1　防災関係機関等からの被害状況の収集に関すること。 2　各部が収集した被害状況の取りまとめに関すること。 3　気象情報の収集に関すること。 4　ライフライン情報の収集に関すること。 5　その他、各種情報（対応状況を除く）の収集に関すること。 対策調整係 1　応急対処方針の作成補佐に関すること。 2　災害対応計画の作成に関すること。 3　自衛隊災害派遣要請の調整に関すること。 4　防災関係機関への協力要請に関すること。 5　防災行政無線等の各種媒体による災害情報の伝達に関すること。 6　各部の対応状況等の情報収集・取りまとめに関すること。 7　各部・関係機関の対策にかかる総合調整に関すること。

	○企画政策部デジタル推進担当部長	職員・受援班	◎職員課長	1　職員（再任用職員、パートタイム会計年度任用職員を含む。）の招集及び配備に関すること。 2　被災職員に関すること。 3　職員及び応援職員等の健康管理に関すること。 4　職員の公務災害補償に関すること。 5　時間外勤務に関すること。 6　職員等の食料の確保及び勤務の支援に関すること。 7　応急対策職員派遣制度にかかる応援職員要請、受入れの総合調整に関すること。 8　その他、公的機関からの人的応援状況の把握、取りまとめに関すること。
		財政班	◎財政課長 ○会計課長	1　義援金の受入れ及び配分に関すること。 2　義援金の出納及び保管に関すること。 3　災害救助法に基づく求償に関すること。 4　災害関係予算の執行手続に関すること。 5　災害関係予算の配当に関すること。 6　災害関係予算の出納に関すること。
		広聴班	◎市民情報・相談課長 ○スポーツ課長	1　臨時電話対応及び臨時市民相談に関すること。
秘書・広報部	◎　市長室長　○　議会局長	秘書・議会班	◎秘書課長 ○議会局次長	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　国及び県への要望の提出に関すること。 3　視察、見舞、調査等来訪者の受入に関すること。 4　議会関係の要望等の取りまとめに関すること。
		広報班	◎広報課長	1　住民への災害予報、災害状況等の広報に関すること。 2　報道機関への災害情報、生活情報等の提供に関すること。 3　ライフライン等の生活情報の収集伝達に関すること。 4　被災状況の写真撮影等記録に関すること。 5　湘南ケーブルネットワーク（株）及び（株）湘南平塚コミュニティ放送との連絡調整に関すること。
総務部	◎　総務部長	総務班	◎行政総務課長 ○契約検査課長 ○庁舎管理課長	1　本部活動用電話、事務機器等の仮設に関すること。 2　車両の調達及び管理に関すること。 3　緊急通行車両の確認の申出に関すること。 4　公共施設の応急対応及び使用に関すること。
		安否情報班	◎市民税課長	1　安否情報の収集及び整理に関すること。 2　安否情報の照会対応に関すること。 3　安否情報にかかる警察等との連絡調整に関すること。
		罹災証明班	◎固定資産税課長 ○納税課長	1　建物の被害調査及び取りまとめに関すること。 2　被災者の世帯構成等の把握に関すること。 3　罹災証明の発行に関すること。

		総合防災基地	◎総合公園課長	1　広域応援活動拠点（県指定）に関すること。 2　総合防災基地における応援部隊等の受入、宿営等に関すること。 3　応援自治体職員等の宿泊施設の管理に関すること。
物資・給水部★	◎　産業振興部長　○　市民部長	物資班	◎産業振興課長 ○農水産課長 ○商業観光課長 ○農業委員会事務局長 ○選挙管理委員会事務局長 ○行政総務課長（兼務） ○契約検査課長（兼務）	（物資本部関係） 1　プッシュ型支援物資の受入調整に関すること。 2　各種物資の調達に関すること。 3　物資輸送用車両（公用車を除く）の調達及び管理に関すること。 4　運輸関係機関等への協力要請・連絡調整に関すること。 5　避難所等の物資ニーズの集約及び整理に関すること。 6　備蓄物資及び受入物資の配分計画に関すること。 （物資対応関係） 1　地域内輸送拠点の設置・運営に関すること。 2　備蓄倉庫内の備蓄品の払出しに関すること。 3　物資の受入れ、保管・在庫管理に関すること。 4　避難所等へ配送する物資の仕分けに関すること。 5　物資の避難所等への配送に関すること。 （海上輸送基地） 1　漁港及び海上輸送に関すること。
		給水班	◎協働推進課長 ○市民課長 ○人権・男女共同参画課長	1　応急給水活動に関すること。 2　水道営業所等関係機関との連絡調整に関すること。 3　他団体等からの応援給水に関すること。
保健医療福祉部★	◎　福祉部長　○　健康・こども部長	安置・給付班	◎福祉総務課長 ○生活福祉課長	1　被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。 2　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 3　遺体の搬送・収容・安置及び処理・埋火葬等に関すること。
		医療救護班	◎保育課長 ○こども家庭課長 ○保険年金課長	1　救急医療及び助産活動に関すること。 2　人的被害状況の把握に関すること。 3　医療機関等の被害状況の把握に関すること。 4　県及び関係医療機関との連絡調整及び救急医療情報に関すること。 5　医師会等の連絡調整に関すること。 6　災害時地域医療機関・臨時救護所の開設及び運営に関すること。 7　医療機関への燃料・水・物資等の支援調整に関すること。 8　日本赤十字社との連絡調整に関すること。
		要配慮者班	◎高齢福祉課長 ○地域包括ケア推進課長 ○障がい福祉課長 ○介護保険課長	1　要配慮者支援に関すること。 2　福祉避難所及び二次的避難施設への受入れ、搬送調整に関すること。 3　福祉避難所への入所管理、福祉用具等の調達要請及び運営ボランティア等の受入れ調整など、福祉避難所の運営に関すること。 4　ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）の派遣要請に関すること。 5　福祉施設の被害状況の把握に関すること。 6　福祉施設等への支援に関すること

		保健活動班	◎健康課担当課長 ○健康課長 ○青少年課長	1　避難所等の巡回に関すること。 2　災害関連死防止にかかる各種対策に関すること。 3　被災者の健康管理に関すること。 4　ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）等の専門チームとの連絡調整に関すること。
環境衛生部	◎　環境部長	環境衛生・廃棄物処理班	◎環境政策課長 ○収集業務課長 ○環境保全課長 ○環境施設課長 ○環境施設課 施設管理担当課長	1　被災地の防疫等保健衛生に関すること。 2　被災地の鼠族、昆虫等の駆除に関すること。 3　被災地のし尿の収集処理及び仮設トイレに関すること。 4　野犬等の回収に関する保健福祉事務所等との連絡調整に関すること。 5　被災地のごみの収集及び災害廃棄物等の処理に関すること。 6　業者等との連絡調整に関すること。 7　避難所との連絡調整に関すること。 8　Ｄ．Ｗａｓｔｅ－Ｎｅｔ（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連絡調整に関すること。
建築判定・住宅部	◎　まちづくり政策部長 ○都市整備部長 ○都市整備部駅周辺地区整備担当部長	建築判定班	◎建築指導課長 ○開発指導課長	1　建築物応急危険度判定に関すること。 2　被災宅地危険度判定に関すること。 3　建築相談及び住宅金融支援機構等の融資制度に関すること。 4　開発事業に伴う災害復旧の指導に関すること。 5　建築基準法に定める仮設建築物等の建築に関すること。
		住宅応急対策班	◎まちづくり政策課長 ○交通政策課長	1　建造物の危険箇所の点検及び安全確保に関すること。 2　倒壊建造物の解体撤去等に関すること。 3　被災住宅の応急修理に関すること。 4　被災後の都市計画及び復興計画に関すること。
		住宅班	◎建築住宅課長	1　仮設住宅用地の確保及び調整に関すること。 2　仮設住宅の建設に関すること。 3　市営住宅等の公共施設の応急修理に関すること。 4　仮設住宅の管理及び入居者の決定に関すること。 5　被災者の住宅入居相談に関すること。
土木復旧部★	◎　土木部長	土木情報班	◎土木総務課長 ○下水道経営課長	1　道路、橋りょう及びトンネルの被害状況調査に関すること。 2　交通支障箇所の情報収集に関すること。 3　県及び市が指定する緊急輸送路に関すること。 4　交通規制に係る警察等関係機関との調整に関すること。 5　河川、下水道の被害状況調査及び液状化被害の情報収集に関すること。 6　下水道に係る市民への情報伝達に関すること。

		土木復旧班	◎道路管理課長 ○道路整備課長 ○下水道整備課長	1　道路、橋りょう及びトンネルの応急復旧に関すること。 2　道路、橋りょう及びトンネルの通行止め、迂回、通行制限等に関すること。 3　災害救助法に基づく障害物の除去に関すること。 4　がけ崩れ等の応急措置に関すること。 5　河川、下水道等危険箇所の警戒及び防御に関すること。 6　河川、下水道等の応急復旧に関すること。 7　内水排除及び水防活動に関すること。 8　支援団体の指導及び監督に関すること。
ボランティア部	◎　監査委員事務局長	ボランティア班	◎監査委員事務局長 ○文化・交流課長	1　災害ボランティアセンターに関すること。 2　災害多言語支援センターに関すること。 3　災害中間支援組織との連絡調整に関すること。 4　ボランティア関係団体等との情報共有会議に関すること。
避難部★	避難部共通事項			1　避難所及び避難所以外（公園・空地等）の避難者の情報収集に関すること。 2　避難者の生活環境整備に関すること。 3　避難者への情報提供に関すること。
	◎教育総務部長　○学校教育部長	避難班	◎教育総務課長 ○教育施設課長 ○学務課長 ○教職員課長 ○教育指導課長 ○教育研究所長 ○子ども教育相談センター所長 ○中央公民館長 ○事業課長 ≪避難所配備職員≫ ≪公民館配備職員≫ ≪緊急避難場所配備職員≫	1　避難者支援の統括に関すること。 2　文教関係義援金品の配分に関すること。 3　応急教育及び被災児童生徒に対する教科書及び学用品の給付に関すること。 4　所管施設の応急利用に関すること。 ≪避難所配備職員≫ 1　避難所の開設及び運営に関すること。 2　避難所における防災資機材の貸出しに関すること。 3　避難所等における必要物資の取りまとめ、要請、受入れ及び配分の調整に関すること。 4　避難所等における給水に関すること。 5　学校、消防団及び自主防災組織等との連絡調整に関すること。 ≪公民館配備職員≫ 1　局所災害時の避難者及び自主避難者の受入れに及び運営に関すること。 2　風水害時の緊急避難場所（公民館）の開設及び運営に関すること。 ≪緊急避難場所配備職員≫ 1　緊急避難場所の開設及び運営に関すること。

	○　社会教育部長　○　公営事業部長	帰宅困難者対応班	◎社会教育課長 ○中央図書館長 ○博物館長 ○美術館長 ○都市整備課長 ○みどり公園・水辺課長	1　帰宅困難者用一時滞在施設の開設に関すること。 2　鉄道事業者等及び一時滞在施設管理者との連絡調整に関すること。 3　帰宅困難者への情報提供に関すること。
		給食班	◎学校給食課長	1　被災者等への給食及び調理に関すること。 2　給食施設がある学校との連絡調整に関すること。
警防部★	◎　消防長	警防本部班	◎消防救急課長 ○消防総務課長 ○予防課長 ○情報指令課長	1　消防職員及び消防団員の招集、配備に関すること。 2　被災職員に関すること。（消防職員及び消防団員に限る。） 3　消防職員及び消防団員の公務災害補償に関すること。 4　警防本部の運営に関すること。 5　消防応援に関すること。 6　災害情報・被害情報の把握、分析に関すること。 7　その他平塚市警防規程に定める事項に関すること。
		消防署班	◎消防署長 ○警備第一課長 ○警備第二課長 ○警備第三課長	1　災害の警戒及び鎮圧に関すること。 2　被災者の救出・救護・捜索及び搬送に関すること。 3　避難誘導に関すること。 4　消防署部隊の運用に関すること。 5　被害の原因及び調査に関すること。 6　その他平塚市警防規程に定める事項に関すること。
		消防団班	◎消防団長 ○副団長	1　災害の警戒及び鎮圧に関すること。 2　被災者の救護に関すること。 3　避難誘導に関すること。 4　その他平塚市警防規程に定める事項に関すること。
病院部★	◎　病院事務局長	病院総務班	◎病院総務課長 ○経営企画課長 ○医事課長	1　医療関係業者との連絡調整及び医薬品、医療機材等の調達に関すること。 2　県下自治体病院の相互応援に関すること。 3　支援協力病院等の連絡調整に関すること。 4　患者の受入れに関すること。 5　医事関係諸証明等に関すること。 6　院内外の情報連絡体制に関すること。
		医療班	◎副病院長 ○診療部長 ○看護部長 ○薬剤部長 ○医療技術部長	1　既入院患者及び緊急患者の治療、看護及び助産に関すること。 2　緊急患者救護のための医師、看護師等の派遣及び医療活動に関すること。 3　一般外来患者の医療活動に関すること。 4　感染症患者の治療及び看護に関すること。 5　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）との連絡調整に関すること。

別表第３（第７条関係）

平塚市災害対策本部会議構成

（１）本部長（市長）
（２）副本部長（副市長）
（３）副本部長（副市長）
（４）副本部長（教育長）
（５）副本部長（病院事業管理者）
（６）危機管理監（防災・危機管理監）兼　統括部長
（７）統括部副部長（企画政策部長）
（８）統括部副部長（企画政策部デジタル推進担当部長）
（９）秘書広報部長（市長室長）
（10）秘書広報部副部長（議会局長）
（11）総務部長（総務部長）
（12）物資・給水部長（産業振興部長）
（13）物資・給水部副部長（市民部長）
（14）保健医療福祉部長（福祉部長）
（15）保健医療福祉部副部長（健康・こども部長）
（16）環境衛生部長（環境部長）
（17）建築判定・住宅部長（まちづくり政策部長）
（18）建築判定・住宅部副部長（都市整備部長）
（19）建築判定・住宅部副部長（都市整備部駅周辺地区整備担当部長）
（20）土木復旧部長（土木部長）
（21）ボランティア部長（監査委員事務局長）
（22）避難部長（教育総務部長）
（23）避難部副部長（学校教育部長）
（24）避難部副部長（社会教育部長）
（25）避難部副部長（公営事業部長）
（26）消防部長（消防長）
（27）病院部長（病院事務局長）

※　次のいずれかに該当すると本部長が認めるときは、構成を変更することができる。
　⑴　指名する職員の出席が応急対策上必要と認められるとき。
　⑵　局所災害等で、指名する部長・副部長等が欠席しても応急対策上支障がないと認められるとき。

※　本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に防災関係機関等の出席を求めることができる。

別表第４（第８条関係）

平塚市災害対策本部配備体制　　地震・風水害等

配備区分	配備基準		配備内容
	地震	風水害・火山災害等	
事前配備	• 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ※　（巨大地震注意）が発表されたときは地震災害警戒本部を設置 ※　（調査中）が発表されたときは統括班を配備し情報収集を実施	• 無し（風水害警戒本部による対応） • 無し（火山災害警戒本部による対応）	【地震】 発生した南海トラフ地震の評価及び各種対策検討をするために各部班で予め定めた職員（自動配備） 【風水害等】 無し（風水害警戒本部等による対応）
１号配備	• 市内で震度４以下の地震を観測し、被害の発生又は発生するおそれのあるとき。	• 局所災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき • 大雨特別警報が発表されたとき	小規模又は局所災害に対し、応急対策が即時に実施できる体制として各部班で予め定めた職員（動員による配備）
２号配備	• 市内で震度５弱の地震を観測したとき	• 局地的災害が発生し、さらに被害が拡大し又は拡大のおそれがあるとき	災害応急対策が即時に実施できる体制 （地震：平塚市職員定数条例に規定する職員（正規職員及び常時勤務する再任用職員）は自動配備） （風水害等:動員による配備）
３号配備	• 市内で震度５強以上の地震を観測したとき	• 市内全域にわたり災害が発生し、又は、局地的災害で本部の全活動力を必要とするとき。	全職員を配備し、災害応急対策が即時に実施できる体制 （地震：全職員自動配備） （風水害等:動員による配備）

ただし、津波警報、大津波警報が発表された際は一部の職員の配備（参集）先を変更するものとする。

津波（市内で震度４以下の地震を観測し津波警報等が発表された場合）

配備区分	配備基準	配備内容
	津波	
津波注意報配備	• 相模湾・三浦半島予報区に津波注意報が発表され、被害が発生し又は発生のおそれがあるとき	１m未満の津波（津波注意報）に対し、応急対策が即時に実施できる体制として各部班で予め定めた職員（動員による配備）
津波警報配備	• 相模湾・三浦半島予報区に津波警報が発表されたとき	１m以上３m未満の津波（津波警報）に対し、応急対策が即時に実施できる体制として各部班で予め定めた職員（対象者は自動配備）
大津波警報配備	• 相模湾・三浦半島予報区に大津波警報が発表されたときするとき。	３m以上の大津波（大津波警報）に対し、応急対策が即時に実施できる体制として各部班で予め定めた職員 ※配備（参集）先が津波浸水想定区域内に所在する職員は本館に配備 （対象者は自動配備）

１－６　平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則

この細則は、平塚市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に定める職員の動員・配備体制等の取扱いに関し、細部に係る必要な事項を定める。

１　動員・配備の対象職員

災害時における職員の動員、配備の対象職員(以下「職員」という。)は次のとおりとする。

（１）平塚市職員定数条例に規定する職員（正規職員及び常時勤務する再任用職員）

（２）地方公務員法に規定される再任用職員（再任用短時間勤務職員）

（３）地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)

２　動員・配備の基準及び内容

（１）職員の動員、配備の基準及び内容は別表第１のとおりとする。

（２）参集時の状況判断

ア　上記基準により職員が参集する場合において、職員・家族の負傷若しくは住家の被害又は交通遮断等のやむを得ない状況により即時参集することが困難な職員は、それらの状況の推移を待って、自己の判断により速やかに参集するものとする。

イ　この場合、職員は参集が長期にわたり不可能とおもわれるとき等は、可能な手段をもって所属の班長に連絡するものとする。

３　参集時の留意事項

上記動員の基準により、職員が参集するに際して留意すべき事項は次のとおりとする。

（１）服装及び携行品

ア　応急活動に便利で安全な服装（防災服のある者は防災服）とし、必要な用具をできる限り携行するものとする。

イ　この場合、災害の発生時間又は規模等の状況によっても異なるので、服装及び携行品に関しては、上記趣旨を踏まえた中で、個々の職員が判断するものとする。

（２）参集途上の緊急措置

ア　職員は、参集途上において火災又は人身事故に遭遇したときは、可能な範囲内で緊急措置を行うとともに、消防・警察又は最寄りの避難所に通報した後、参集する。

イ　この場合の「可能な範囲内での緊急措置」とは、速やかに参集し自己の本来の任務につくことを優先することを原則に、必要最小限の措置（例えば、火災の発見や即時救助を必要とする人身事故に遭遇した際の付近住民等への通報又は救助要請等）とする。

（３）被害状況等の報告

職員は、参集途上において被害状況や災害情報の収集に努め、参集後、班ごとに神奈川県災害情報管理システムのクロノロジーへ入力する。同システムが使用できない場合は、所属の班長又は業務調整員を通じて報告する。

４　従事する業務

職員が従事する業務の範囲は次のとおりとする。

なお、個々具体的な業務の内容は、平塚市地域防災計画及び平塚市災害対策本部要綱の定めに基づき、災害対策本部の部又は班において別に定める。

（１）各部・班の職員

原則として、各職員が所属する部・班の行う業務に従事する。ただし、他部への応援、特命事項従事等の指示がある場合は、その業務に従事する。

（２）現業職員

現業職員は、各職員が所属する部・班の行う業務に従事することを原則とする。ただし、他部への応援等の指示がある場合は、その業務に従事する。

なお、給食調理員については、委託業者職員と協力し、次のとおり実施する。

ア　学校給食センターの給食調理員等

避難部給食班に属し、炊出し等の業務に従事する。また、委託業者職員を除く学校給食

センターの給食調理員等は、その業務が終了したときは、避難部避難班の業務である避難所の運営等の業務に従事する。

イ　単独校の給食調理員

避難部給食班に属し、単独校にて炊き出し等の業務に従事するが、共同調理場の炊出し等の業務支援を優先する。また、委託業者職員を除く単独校の給食調理員は、その業務が終了したときは、避難部避難班の業務である避難所の運営等の業務に従事する。

５　従事時間

災害の状況によって異なるので一概に規定はできないが、原則として次のとおり取り扱うものとする。

（１）第１～第２対応期（発災～３日以内）における従事時間

第１～第２対応期における従事時間は、混乱期の特殊性から、平常時における勤務時間の割振りにかかわらず必要な時間従事するものとする。ただし、所属の班長は職員に対し、可能な限り休憩、仮眠時間又は交代要員の確保等、職員の健康管理に配慮するものとする。

（２）第３対応期以降（３日～）における従事時間

上記(1)が過ぎ、業務が比較的安定してきた場合には、可能な範囲で平常時の勤務体制へ移行するものとする。

（３）従事時間の管理

所属の班長は、統括部職員・受援班（職員課）の指示により、所属職員の従事時間を把握し、必要に応じて報告する。

６　従事職員の健康管理

業務を行うにあたり、特に災害応急対応が長期化する場合は、これらの業務に従事する職員の健康管理について十分配慮するものとする。

なお、職員の健康保持と過度の負担の軽減策として、当面次の措置をとるものとする。

（１）特定の部署又は職員に過度の負担がかかることのないよう､特に職員配備の管理を徹底し、その配備の流動化を図る

（２）応急対策職員派遣制度、相互応援協定自治体、防災関係民間団体、ボランティア、自主防災組織及び教職員等の協力体制を整備、充実し、職員のみの対応の限界を補完する。

（３）職員の待機、休憩（仮眠）用施設として、中央公民館、勤労会館等を指定する。

７　その他配慮を必要とする職員

上記各項に定めるものの他、配慮を必要とする職員の業務内容等については次のとおり取り扱う。

（１）業務内容

個々職員の業務分担の割振り又は指示にあたっては、職員の身体的特徴や家庭環境等に配慮するものとする。

（２）動員、従事時間等

原則として、上記「２動員・配備の基準」及び「５従事時間」とするが、次に該当する職員については、勤務時間外の動員又は業務従事は、本人からあらかじめ所属の班長に申し出があった場合は免除することができる。(所属の班長は職員班長に報告する。)

ア　妊娠中の者

イ　満１歳に満たない子を有する者

ウ　介護を要する家族を有する者

エ　その他特別の事情を有する者でやむを得ないと認められる者

８　地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)

上記各項に定めるものの他､地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)の業務内容等については次のとおり取り扱う。

（１）業務内容

各職員が所属する部・班の行う業務に従事する。

（２）従事時間等

地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)が業

務に従事する時間は、平常時に割振られた所定の勤務時間内とする。
ただし、大規模な災害等の場合で必要と認めるときは、その者の同意を得て、所定の時間を超えて業務に従事させることができる。

（３）市民窓口センターの地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）

市民課と公民館を兼務する市民窓口センターの地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）は、公民館の地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）として「避難部」の業務に従事する。ただし、災害の状況等により必要なときは、「物資・給水部」の業務に従事する。

９　給与、公務災害補償等の取扱い

業務に従事する職員の給与及び公務災害補償等の取扱いは次のとおりとする。

（１）時間外勤務手当

災害対策業務に従事した職員に対する時間外勤務手当の支給等に関しては、給与に関する条例等の定めるところによる。

（２）公務災害補償

災害対策業務従事中の負傷等職員の災害補償については、現行の公務災害補償等の制度を適用する。

10　その他

この細則に定める事項以外に新たに定めるべき事例が生じた場合には、必要に応じて職員組合等関係機関と協議し決定する。

11　施行

この細則は、平成８年６月５日から施行する。
この細則は、平成８年１０月１日から施行する。
この細則は、平成１３年４月１日から施行する。
この細則は、平成１７年１０月１日から施行する。
この細則は、平成２０年４月１日から施行する。
この細則は、平成２５年１月１日から施行する。
この細則は、平成２７年３月２７日から施行する。
この細則は、平成２９年４月１日から施行する。
この細則は、平成３０年１月１６日から施行する。
この細則は、令和２年４月１日から施行する。
この細則は、令和３年１月１９日から施行する。
この細則は、令和５年１月１日から施行する。
この細則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（２　動員、配備の基準及び内容）

警戒体制等の動員配備基準

No.	項目	配備基準	配備の目的	配備（参集）職員	配備方法
1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	**南海トラフ地震臨時情報（調査中）**が発表されたとき	報収集及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）の発表への対応準備	統括部統括班の一部職員（災害対策課職員）	動員
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**が発表されたとき	発生した地震の評価及び各種対策検討	【地震災害警戒本部】 発生した地震の評価及び各種対策検討をするために各部班で予め定めた職員	自動
3	地震	市内で**震度４以下の地震**を観測し災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき	情報収集、応急対策業務の実施及び災害対策本部設置の対応準備	各部班で予め定めた職員	動員
4	風水害警戒本部	平塚市風水害体制マニュアルによる			
5	火山災害	**富士山と箱根山で噴火警戒レベル３以上**の噴火警報が発表	情報収集、応急対策業務の実施及び災害対策本部設置の対応準備	【火山災害警戒本部】 各部班で予め定めた職員	動員

災害対策本部（地震）の動員配備基準

No.	項目	配備基準	配備の目的	配備（参集）職員	配備方法
1	災害対策本部　事前配備	**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**が発表されたとき	発生した地震の評価及び各種対策検討	各部班で予め定めた職員	自動
2	災害対策本部　１号配備	市内で**震度４以下の地震**を観測し、被害の発生又は発生するおそれのあるとき	小規模又は局所災害に対する応急対策の即時実施	各部班で予め定めた職員	動員
3	災害対策本部　２号配備	市内で**震度５弱**の地震を観測したとき	災害応急対策の即時実施	平塚市職員定数条例に規定する職員（正規職員及び常時勤務する再任用職員）	自動
4	災害対策本部　３号配備	市内で**震度５強以上**の地震を観測したとき	災害応急対策の即時実施	全職員	自動

※津波警報、大津波警報が発表された際は一部の職員の配備（参集）先を変更するものとする

災害対策本部（津波）の動員配備基準

No.	項目	配備基準	配備の目的	配備（参集）職員	配備方法
1	津波注意報	相模湾・三浦半島予報区に**津波注意報**が発表され被害が発生し又は発生のおそれがあるとき	１メートル未満の津波（津波警報）に対する応急対策の実施	各部班が予め定めた職員	動員
2	津波警報	相模湾・三浦半島予報区に**津波警報**が発表されたとき	１メートル以上３メートル未満の津波（津波警報）に対する応急対策の実施	各部班が予め定めた職員	自動
3	大津波警報	相模湾・三浦半島予報区に**大津波警報**が発表されたとき	３メートル以上の大津波（大津波警報）に対する応急対策の実施	各部班が予め定めた職員	自動

※配備（参集）先が津波浸水想定区域内に所在する職員は本館に配備

災害対策本部（風水害・火山災害等）の動員配備基準

No.	項目	配備基準	配備の目的	配備（参集）職員	配備方法
1	災害対策本部　１号配備	局所災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 平塚市に大雨特別警報が発表されたとき	小規模又は局所災害に対する応急対策の即時実施	各部班が予め定めた職員	動員
2	災害対策本部　２号配備	局地的災害が発生し、さらに被害が拡大し又は拡大のおそれがあるとき	災害応急対策の即時実施	平塚市職員定数条例に規定する職員（正規職員及び常時勤務する再任用職員）	動員
3	災害対策本部　３号配備	市内全域にわたり災害が発生し、又は、局地的災害で本部の全活動力を必要とするとき	災害応急対策の即時実施	全職員	動員

１－７　神 奈 川 県

令和７年２月現在

１　防災主管課　代表番号 045-210-1111

局名	課名	グループ名	電話番号 ＦＡＸ番号	防災行政 通信網	住所
くらし 安全 防災局	総務室	企画調整グループ	045-210-3418 045-210-8829		
		総務経理グループ	045-210-3414 045-210-8829		横浜市中区日本大通１
		情報通信グループ	045-210-3441 045-210-8829	3575	
	危機管理 防災課	調整グループ	045-210-3425 045-210-8829	3579 3580 3581 3582	
		計画グループ	045-210-5945 045-210-8829		
		応急対策グループ	045-210-3430 045-210-8829		
		訓練指導グループ	045-210-3433 045-210-8829		
	消防 保安課	企画グループ	045-210-3444 045-210-8829	3583 3584	
		消防グループ	045-210-3436 045-210-8829		
		LPガス・火薬・電気グループ	045-210-3475 045-210-8830		
		高圧ガス・コンビナートグループ	045-210-3479 045-210-8830		
	くらし 安全 交通課	企画グループ	045-210-3552 045-210-8953	3585	
		推進グループ	045-210-3520 045-210-8953		
		横浜駐在事務所	045-312-1121 （内線 3431） 045-311-4755		横浜市 神奈川区鶴屋町 2-24-2

	消費 生活課	企画グループ	045-312-1121 (2621～2、2643、 2653) 045-312-3506	3587	
		指導グループ	045-312-1121 (2630～3)		
		消費者教育推進 グループ	045-312-1121 (2610、2640～ 2)		
		相談第一グループ	045-312-1121 (2650～2)		
		相談第二グループ	045-312-1121 (2660～2)		
	温泉地学 研究所		0465-23-3588 0465-23-3589	2622 2623 2624	小田原市入生田 586
	総合防災 センター		046-227-0001 046-227-0027	3743 3744 3745	厚木市下津古久 280
	休日・夜間 の気象予 報	当直員	045-210-3456 045-201-6409	3501 3502 3503 3504	

２　市内県出先関係機関

機関名	部・課名	電　話 ＦＡＸ	防災行政 通信網	住所
湘南地域県政総合センター	県民・防災課	0463-22-2711 0463-23-0599	3711 3712 3713 3714	平塚市西八幡 1-3-1
平塚保健福祉事務所	管理課	0463-32-0130 0463-35-4025	2631	平塚市豊原町 6-21
平塚土木事務所	管理課	0463-22-2711 0463-24-0488	2603 3723 3724	平塚市西八幡 1-3-1
企業庁平塚水道営業所	管理課	0463-22-2711 0463-21-4649	2645	平塚市西八幡 1-3-1
平塚警察署	警備課	0463-31-0110	―	平塚市西八幡 1-3-2

１－８　指定地方行政機関

令和７年２月

機　関　名	担当部署	電　話 防災行政通信網	住　所	本市に関係する支所等 機　関　名・住　所	電　話
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	048-600-6000	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1		
関東財務局 横浜財務事務所	総務課	045-226-1726	横浜市中区 北仲通5-57		
関東信越厚生局	総務課	048-740-0711	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1		
関東農政局	企画調整室	048-600-0600	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1		
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-0584	横浜市中区 北仲通5-57		
関東森林管理局	企画調整課	027-210-1150	群馬県前橋市 岩神町4-16-25		
	東京神奈川森林管理署 総務グループ	0463-32-2867	平塚市立野町38-2		
関東経済産業局	総務企画部 総務課	048-600-0213	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1		
関東東北 産業保安監督部	管理課	048-600-0433	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1		
関東運輸局	総務部 安全防災・ 危機管理課	045-211-7269	横浜市中区 北仲通5-57		
	神奈川運輸支局 総務企画担当	045-939-6800	横浜市都筑区 池辺町3540	湘南自動車検査登録事務所 平塚市東豊田369-10	54- 8909
関東地方整備局	防災室	048-600-1333	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1		
	京浜河川事務所 防災情報課	045-503-4018	横浜市鶴見区 鶴見中央2-18-1	相模出張所 平塚市中堂246-2	21- 3713
国土地理院関東地方 測量部	防災課	03-5213-2054	東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎9階		
東京航空局	東京空港事務所 空港安全部空港危機管理課	03-5757-3020	東京都大田区 羽田空港3-3-1		
第三管区海上保安本部	警備救難部 環境防災課	045-211-0773 045-226-1686(直通) 9-481-9209	横浜市中区 北仲通5-57	湘南海上保安署 藤沢市江の島1-12-2	0466- 22- 4999
東京管区気象台	横浜地方気象台 防災管理官	045-621-1999 9-484-9209	横浜市中区 山手町99		
関東総合通信局	防災対策推進室	03-6238- 1790,1791	東京都千代田区 九段南1-2-1		

神奈川労働局	総務部総務課	045-211-7350	横浜市中区 北仲通5-57	平塚労働基準監督署 平塚市浅間町10-22	43-8615 43-8616
関東地方環境事務所	総務課	048-600-0516	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階		
南関東防衛局	企画部 地方調整課	045-211-7102	横浜市中区 北仲通5-57		

１－９　指定公共機関

令和７年２月現在

県内における指定公共機関				本市に関係する支所等	
機関名	担当部署	電話 防災行政通信網	住所	機関名 住所	電話
東日本旅客鉄道㈱	横浜支社 総務部安全企画室	045-320-2088 3966	横浜市西区 平沼1-40-26	平塚駅 平塚市宝町1-1	22-6677
東海旅客鉄道㈱	新幹線鉄道事業本部 企画部	03-5218-6230 3967	東京都千代田区 丸の内1-9-1丸の内中央ビル		
	静岡支社 総務課(昼) 輸送指令(夜)	054-284-2319 ―	静岡県静岡市葵区黒金町4		
日本貨物鉄道㈱	関東支社 総務部	03-5793-9071 ―	東京都品川区 東五反田1-11-15電波ビル5階		
東日本電信電話㈱	神奈川事業部 設備部災害対策室	045-212-8945 3963	横浜市中区 山下町198	神奈川西支店 藤沢市朝日町1-6ＮＴＴ藤沢ビル	0466-22-8961
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ	神奈川支店 企画総務部	045-226-8009 ―	横浜市西区 みなとみらい4-7-3		
日本郵便㈱	神奈川郵便局 総務部	045-565-5001 ―	横浜市 神奈川区新浦島町2-1-10	平塚郵便局 平塚市追分1-33	31-1201
日本銀行横浜支店	総務課	045-661-8111 ―	横浜市中区 日本大通20-1		
日本赤十字社	神奈川県支部 事業部救護課	045-681-2123 ―	横浜市中区 山下町70-7		
日本放送協会	横浜放送局 企画編成部	045-212-2822 3958	横浜市中区 山下町281		
中日本高速道路㈱	東京支社 保全・ｻｰﾋﾞｽ事業部	03-5776-5655 3979	東京都港区 虎ノ門4-3-1		
東日本高速道路㈱	関東支社 管理事業部管理事業統括課	048-631-0185 3983	埼玉県さいたま市大宮区 桜木町1-11-20 大宮JPビルディング		
首都高速道路㈱	保全・交通部 防災交通管理室 防災対策課	03-3539-9528 3980	東京都千代田区 霞ヶ関1-4-1		
ＫＤＤＩ㈱	南関東総支社 管理部	045-211-1671 3965	横浜市西区 高島1-1-2横浜三井ビル25階		
日本通運㈱	横浜支店 業務	045-212-7318 3981	横浜市中区 尾上町5丁目78番地オーク関内ビル	神奈川西支店 中井町境440	0465-80-1722
東京電力パワーグリッド㈱	神奈川総支社業務総括グループ	0120-995-007 3950	横浜市中区 弁天通1-1	平塚支社 平塚市追分1-4	0120-995-007
東京ガスネットワーク㈱	東京ガス神奈川 ガスライト２４	045-253-5428 3951	横浜市中区羽衣町1-2-1	神奈川西支店 藤沢市片瀬92	0466-28-3751
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ㈱	カスタマーサービス部 危機管理室	0570-03-9909 ―	東京都千代田区 大手町2-3-5大手町本館ビル		
(独)国立病院機構	総務課	03-5712-5050 ―	東京都目黒区 東が丘2-5-21		
ソフトバンク株式会社	総務本部　コーポレートセキュリティ部 災害対策課	03-6889-6601 ―	東京都港区東新橋1-9-1		

１－１０　指定地方公共機関（一部）

令和７年２月現在

県内における指定公共機関				本市に関係する支所等	
機関名	室課名	電話 防災行政通信網	住所	機関名 住所	電話
神奈川中央交通㈱	運輸計画部 運転課	0463-22-8835 ―	平塚市 八重咲町6-18	神奈川中央交通西（株）平塚営業所 平塚市田村4-5-4	55-7700
神奈川県医師会	地域保健課	045-241-7000 ―	横浜市中区 富士見町3-1	平塚市医師会 平塚市東豊田448-3	52-0355
神奈川県歯科医師会	事務局 事業課	045-681-2172 ―	横浜市中区 住吉町6-68	平塚歯科医師会 平塚市東豊田448-3	26-8255
神奈川県薬剤師会	事業課	045-761-3241 ―	横浜市磯子区 西町14-11	平塚中郡薬剤師会 平塚市東豊田448-3	26-8500
㈱アール・エフ・ ラジオ日本	総務部	045-231-1531 ―	横浜市中区 長者町5-85		
㈱テレビ神奈川	報道部	― 045-651-1182 ―	横浜市中区 太田町2-3MBC4F		
横浜エフエム放送㈱	ニュース室	045-223-2585 ―	横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー10F		
㈱神奈川新聞社	経営管理局 総務部	045-227-0020 ―	横浜市中区 太田町2-23		
（一社）神奈川県 トラック協会	総務部 災害対策室	045-471-5511 ―	横浜市港北区 新横浜2-11-1	県央サービスセンター 厚木市長沼２３５ 協同組合アツリュウ内１階	046-281-7704
（公社）神奈川県 ＬＰガス協会	保安課	045-201-1400 ―	横浜市中区 北仲通3-33		

１－１１　防災関係機関等電話番号一覧表

令和７年２月現在

防　災　関　係　機　関　名　等	電　話　番　号	防災行政通信網
神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課	０４５－２１０－３４３０	３５７９
関東農政局神奈川県拠点	０４５－２１１－０５８４	
日本郵便㈱平塚郵便局	３１－１２０１	
日本赤十字社神奈川県支部	０４５－６８１－２１２３	
湘南地域県政総合センター	２２－２７１１	３７１１
平塚土木事務所	２２－２７１１	３７２３
企業庁平塚水道営業所	２２－２７１１	２６４５
平塚保健福祉事務所	３２－０１３０	２６３１
平塚警察署	３１－０１１０	
（一社）平塚市医師会	５２－０３５５	
（一社）平塚歯科医師会	２６－８２５５	
平塚商工会議所	２２－２５１０	
東日本電信電話㈱神奈川事業部	０４５－２１２－８９４５	３９６３
東京電力パワーグリッド㈱平塚支社	０１２０－９９５－００７	
東京ガスネットワーク(株）神奈川西支店	０４６６－２８－３７５１	
（一社）神奈川県トラック協会	０４５－４７１－５５１１	
神奈川中央交通西㈱平塚営業所	５５－７７００	
東日本旅客鉄道㈱横浜支社平塚駅	２２－６６７７	
湘南農業協同組合	９３－８１１１	
平塚市漁業協同組合	２１－０１４６	
（一社）平塚建設業協会	３１－０６８７	
平塚管工事業協同組合	２１－６３９８	
湘南ケーブルネットワーク㈱	２２－１２１３	
㈱湘南平塚コミュニティ放送	２３－７１１１	
陸上自衛隊第４施設群第３科	０４６－２５３－７６７０	３８０２
陸上自衛隊第３１普通科連隊第３科	０４６－８５６－１２９１	３８０４
第三管区海上保安本部	０４５－２１１－０７７３	２８００
関東地方整備局京浜河川事務所防災情報課	０４５－５０３－４０１８	
京浜河川事務所相模出張所	２１－３７１３	
(公社）神奈川県ＬＰガス協会湘南支部平塚中郡部会	３１－０９４７	
（公社）神奈川県理学療法士会	０４５－３２６－３２２５	

１－１２　県内市町村一覧表

令和７年２月

市町村名	室課名	電話番号 FAX番号	休日夜間 直通電話	防災行政 通信網	郵便番号･住　所
横浜市	総務局危機管理課	045-671-2171 045-641-1677		2010 3010	〒231-0017 横浜市中区港町1-1
川崎市	総務企画局 危機管理室	044-200-2840 044-200-3972		3022	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
相模原市	危機管理局 危機管理課	042-769-8208 042-769-8326		3033	〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
横須賀市	市長室 危機管理課	046-822-8357 046-827-3151		3040	〒238-8550 横須賀市小川町11
鎌倉市	防災安全部 総合防災課	0467-23-3000 0467-23-3373		2060 3060	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
藤沢市	防災安全部 危機管理課	0466-25-1111 0466-50-8401		2070 3070	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
小田原市	防災安全部 危機管理課	0465-33-1855 0465-33-1858		3080 3082	〒250-8555 小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	市民安全部 防災対策課	0467-82-1111 0467-82-1540		2090 3090	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	経営企画部 防災安全課	046-873-1111 046-873-4520		2100 3100	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
三浦市	総務部 防災課	046-882-1111 046-864-1166		2110 3110	〒238-0298 三浦市城山町1-1
秦野市	くらし安心部 防災課	0463-82-9621 0463-82-6793		3122	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
厚木市	市長室 危機管理課	046-225-2190 046-223-0173		3132	〒243-8511 厚木市中町3-17-17
大和市	市長室 危機管理課	046-260-5777 046-261-4592		2140 3140	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	企画部 危機管理課	0463-94-4711 0463-95-7613		2150 3150	〒259-1188 伊勢原市田中348
海老名市	市長室 危機管理課	046-235-4790 046-231-2343		2161 3160	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
座間市	市長室 危機管理課	046-252-7395 046-252-7773		3172	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	総務防災部 防災安全課	0465-73-8055 0465-72-1328		3182	〒250-0192 南足柄市関本440
綾瀬市	市長室 危機管理課	0467-70-5641 0467-70-5701		3192	〒252-1192 綾瀬市早川550
葉山町	総務部 防災安全課	046-876-1111 046-876-1717		3202	〒240-0192 葉山町堀内2135
寒川町	町民部 町民安全課	0467-74-1111 0467-74-9141		3212	〒253-0196 寒川町宮山165
大磯町	政策総務部 危機管理課	0463-61-4100 0463-61-1991		3222	〒255-8555 大磯町東小磯183
二宮町	政策総務部 防災安全課	0463-71-3319 0463-73-0134		3232	〒259-0196 二宮町二宮961
中井町	地域防災課 防災班	0465-81-1110 0465-81-1443		3242	〒259-0197 中井町比奈窪56
大井町	防災安全課	0465-85-5002 0465-82-9965		3252	〒258-8501 大井町金子1995
松田町	総務課 安全防災担当室	0465-84-5540 0465-83-1229		3260	〒258-8585 松田町松田惣領2037
山北町	総務防災課	0465-75-3643 0465-75-3660		3272	〒258-0195 山北町山北1301-4

市町村名	室課名	電話番号 FAX番号	休日夜間 直通電話	防災行政 通信網	郵便番号･住　所
開成町	町民ｻｰﾋﾞｽ部 環境防災課	0465-84-0314 0465-82-3274		3283	〒258-8502 開成町延沢773
箱根町	総務部 総務防災課	0460-85-9561 0460-85-7577		3290	〒250-0398 箱根町湯本256
真鶴町	総務課	0465-68-1131 0465-68-5119		3302	〒259-0202 真鶴町岩244-1
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111 0465-62-1991		3312	〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
愛川町	危機管理室	046-285-2111 046-285-4091		3320	〒243-0301 愛川町角田286-1
清川村	総務課	046-288-1212 046-288-1767		3330	〒243-0195 清川村煤ケ谷2216

１－１３　指定行政機関

令和７年２月現在

機関名	室課名	電話（代表） 内線番号	電話（直通） FAX番号	住所
内閣府	政策統括官（防災担当） 付参事官（防災計画担当）	03-5253-2111 51316,51317,51320	 03-3581-7510	〒100-8914 千代田区永田町1-6-1
警察庁	警備局警備運用部警備第二課	03-3581-0141 5761～6,2070～1	 	〒100-8974 千代田区霞が関2-1-2
防衛省	統合幕僚監部参事官付	03-3268-3111 30950～30956	 03-5269-3246	〒162-8801 新宿区市谷本村町5-1
金融庁	総務企画局政策課	03-3506-6000 3179,3161	03-3506-6021 03-3506-6267	〒100-8967 千代田区霞が関3-2-1
消費者庁	総務課	03-3507-8800 2037	 03-3507-9275	〒100-8958 千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房総務課	03-5253-5111 5090	03-5253-5090 03-5253-5093	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2
消防庁	防災課	03-5253-5111 43121	03-5253-7525 03-5253-7535	〒100-8927 千代田区霞が関2-1-2
	防災情報室	03-5253-5111 43541	03-5253-7526 03-5253-7536	
	応急対策室	03-5253-5111 43421	03-5253-7527 03-5253-7537	
	特殊災害室	03-5253-5111 42721	03-5253-7528 03-5253-7538	
	（宿直室）	03-5253-5111 49102	03-5253-7777 03-5253-7553	
法務省	大臣官房秘書課広報室	03-3580-4111 2088	03-3592-5396 	〒100-8977 千代田区霞が関1-1-1
外務省	大臣官房総務課	03-5501-8000 5092	 03-5501-8057	〒100-8919 千代田区霞が関2-2-1
財務省	総合政策課政策推進室	03-3581-4111 5162	03-3581-7934 	〒100-8940 千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	03-5253-4111 2290	03-6734-2290 03-6734-3689	〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2
文化庁	企画調整課	03-5253-4111 4791	03-6734-4791 	〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	03-5253-1111 2830	03-3595-2172 	〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2
	医政局地域医療計画課	03-5253-1111 2549	03-3595-2194 	
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	03-3502-8111 3125	03-3502-6442 03-6744-7158	〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	03-3501-1511 2117～2119	03-3501-1327 	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁	長官官房総務課	03-3501-1511 4471～4476	03-3501-2669 	〒100-8931 千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	事業環境部企画課 経営安定対策室	03-3501-1511 5251～5255	03-3501-2698 	〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	大臣官房参事官 （運輸安全防災）	03-5253-8111 25-628	03-5253-8309 	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3
	水管理・国土保全局 防災課災害対策室	03-5253-8111 35-823,824,835	03-5253-8461 	
国土地理院	企画部防災推進室	029-864-1111 3123,3631	029-864-4512 029-864-6572 029-864-1658	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1
気象庁	総務部企画課防災企画室	03-3212-8341 2229	03-3214-7902 	〒100-8122 千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	警備救難部環境防災課	03-3591-6361 	03-3591-9819 	〒100-8976 千代田区霞が関2-1-3
環境省	大臣官房総務課危機管理室	03-3581-3351 7073	03-5512-5010 03-3591-5939	〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2
原子力規制委員会	総務課	03-3581-3352 －	03-5114-2114 03-5114-2173	〒106-8450 港区六本木1-9-9

1－14　自　衛　隊

令和７年２月現在

機関名		室課名	電話 ＦＡＸ番号	住所
陸上自衛隊	第３１普通科連隊	第３科	046-856-1291(634) 046-856-1291(614,690)	〒238-0392 横須賀市御幸浜1-1
	東部方面総監部	防衛部 防衛課	048-460-1711(2256,2257) 048-460-1711(2739)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
	第１師団	師団司令部 第３部	03-3933-1161(2752) 03-3933-1161(2739)	〒179-0081 東京都練馬区北町4-1-1
	第１２旅団	旅団司令部 第３部	0279-54-2011(2285,2286) 0279-54-2011(2239,2233)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2
	第４施設群	第３科	046-253-7670(2235) 046-253-7670(2666)	〒252-0326 相模原市南区新戸２９５８番地
	第１高射特科大隊	第３係	0550-87-1212(431) 0550-87-1212(583)	〒412-8585 静岡県御殿場市駒門5-1
	中央輸送隊	企画科	045-335-1151(238) 045-335-1151(533)	〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町273
	富士教導団	第３科	0550-75-2311(2628) 0550-75-2311(2618)	〒410-1432 静岡県駿東郡小山町須走481-27
	通信学校	企画室	046-841-3300(203) 046-841-3300(206)	〒239-0828 横須賀市久比里2-1-1
	高等工科学校	企画室	046-856-1291(206) 046-856-1291(259)	〒238-0392 横須賀市御幸浜2-1
	東部方面航空隊	第３科	042-524-9321(231) 042-524-9321(214)	〒190-8501 東京都立川市緑町5
海上自衛隊	横須賀地方総監部	防衛部 第３幕僚室	046-822-3500(2543) 046-823-1009	〒238-0046 横須賀市西逸見町1無番地
	第４航空群	司令部 作戦室	0467-78-8611(2245,2246) 0467-78-8611(2281)	〒252-1101 綾瀬市無番地
	自衛隊神奈川地方協力本部	総務課	045-662-9426 045-662-9498	〒231-0023 横浜市中区山下町253-2
航空自衛隊	中部航空方面隊司令部	防衛部	０４－２９５３－６１３１（２２３３） FAX(2269)	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山2-3
	第１高射群第２高射隊	総括班 運用	046-856-1291(504,540) FAX (518)	〒238-0317 横須賀市御幸浜3-1
	航空支援集団司令部	防衛部 運用課	０４２－３６２－２９７１（２５８３） FAX 042-363-8759	〒183-0001 東京都府中市浅間町1-5-5
	航空総隊司令部	防衛部運用課 作戦室	042-553-6611(4624) FAX (042-552-9995)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552